

○国土交通省告示第四百三十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十七条第四号の規定に基づき、登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十七条第四号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項とする。

科 目	事 項
規則第十七条第三号イの科目	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の概要の解説
規則第十七条第三号ロの科目	建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法及び建築物エネルギー消費性能基準の解説

<p>規則第十七条第三号ハの科目</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量並びに同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法その他の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う者として必要な知識及び技術の習得のための演習に関する事項</p>
----------------------	---

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。